

他大学の役員報酬等支給基準

	神戸市看護大学案	神戸市外国語大学	兵庫県立大学	三重県立看護大学
理事長	報酬 884千円以下(神戸市指定職給料表第4号と同額:現学長給与基準額) 退職手当 給料月額に在職年数を乗じて得た額	報酬(年額) 7,500千円以上19,000千円以下の範囲内 退職手当 在職期間1年につき年俸額を17で除した額に100分の100の割合を乗じて得た額	報酬 1,107千円 非常勤の理事長の場合当分の間738千円 退職手当 教職員退職手当規程の例による。(同規程による退職手当基本額に相当する額)	報酬 818千円 退職手当 退職した日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に在職月数を乗じて得た額
副理事長	報酬 884千円以下 退職手当 給料月額に在職年数を乗じて得た額	報酬 7,500千円以上19,000千円以下の範囲内 退職手当 在職期間1年につき年俸額を17で除した額に100分の100の割合を乗じて得た額	報酬 学長を兼ねる場合1,035千円 上記以外894千円 退職手当 教職員退職手当規程の例による。(同規程による退職手当基本額に相当する額)	報酬 761千円以下 退職手当 退職した日における報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に在職月数を乗じて得た額
理事(常勤)	報酬 884千円以下 退職手当 給料月額に在職年数を乗じて得た額	報酬 7,500千円以上19,000千円以下の範囲内 退職手当 在職期間1年につき年俸額を17で除した額に100分の100の割合を乗じて得た額	報酬 705千円から894千円までの範囲内 退職手当 教職員退職手当規程の例による。(同規程による退職手当基本額に相当する額)	
理事(非常勤)	報酬:日額30千円	報酬:日額30千円	月額支給230千円 日額支給40千円	報酬:日額30千円
監事(非常勤)	報酬:日額30千円	報酬:日額30千円	月額支給230千円 日額支給40千円	報酬:日額30千円
手当の種類 (職員兼務を除く))	地域手当 通勤手当 期末手当 職員兼務の場合、左記に加え 扶養手当、住居手当を支給 (職員給与規程を適用)	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当	地域手当 通勤手当 単身赴任手当 賞与	通勤手当 賞与(非常勤役員は除く)
業績反映	常勤役員は業績反映あり	常勤役員は業績反映あり	制度なし	常勤役員は業績反映あり
支給方法	月額制	年俸制	月額制	月額制
職員兼務役員の取扱い	職員給与を支給。 役員手当:月額115千円以下 退職手当については役員・職員の各在職期間を通算して支給。	職員給与を支給。 役員手当:月額128千円以下 退職手当については役員・職員の各在職期間を通算して支給。	退職手当については役員・職員の各在職期間を通算して支給	職員給与を支給。 退職手当については職員退職手当規程による。
備考	理事長・学長別置	理事長が学長を兼ねる	理事長・学長別置	理事長が学長を兼ねる